

# 「就学支援金」・「授業料」関係の提出書類(早見表)

**⚠️ すぐに確認してください!**

親権者**全員**の令和5年度の  
「市町村民税課税所得額(課税標準額)×6%－市町村民税調整控除の額」



(親権者の例)  
父母がいる場合は、  
父と母の両方です。

合計  
304,200円 未満  
又は 金額が分からないとき

合計  
304,200円 以上

**A 就学支援金を申請します。**

**B 授業料を納付します。**

月 額：9,900円  
納付期限：毎月15日  
納付方法：□座振替又は納付書

## 【就学支援金申請の提出書類】

- ① 高等学校等就学支援金及び奨学のための給付金 意向確認書
- ② 高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書
- ③ 個人番号カード(写)等貼付台紙
- ④ 保護者等身元確認書類貼付台紙(※)

※ ①～③の書類を郵送で提出する場合、又は代理人(生徒、保護者以外の方)が持参する場合は、④の台紙に保護者の身元確認書類を添付し提出してください。

①、②、③、(④は必要に応じて)の書類を  
4月9日(火)入学式の会場受付にて提出

期限内の提出をお願いします!  
申請手続が遅れると  
授業料の納付対象者になります。



## 【授業料納付の提出書類】

- ① 高等学校等就学支援金及び奨学のための給付金 意向確認書
- ② 鹿児島県立高等学校授業料等納付届書
- ③ □座振替を利用する場合、  
□座振替用の書類

ア (K-NE T (鹿児島銀行などの金融機関) 利用の場合)  
K-NE T 預貯金口座振替依頼書  
イ (ゆうちょ銀行利用の場合)  
自動払込利用申込書

①、②の書類を  
3月29日(金)までに事務室へ提出

③の書類は3月29日(金)までに  
金融機関又はゆうちょ銀行へ提出

※生活保護を受給している保護者や、児童福祉施設等に入所している生徒の場合などは、提出する証明書に関する注意点がありますので、事務室へお尋ねください。

## 市町村民税課税所得額・調整控除額を事前に確認する場合

※ 令和5年度分の  
課税を確認します。

◎ 親権者(保護者等)の職業により、次のような証明書で市町村民税課税所得額(課税標準額)を事前に確認することができます。ただし、就学支援金の審査にはマイナンバーを利用しますので、お手元に証明書等がなく確認ができない場合は、就学支援金の申請をしてください。詳しくは次のページをご覧ください。

### 【証明書の例】

給与所得のみの方  
(会社員・公務員など)

- ・市町村民税・県民税の特別徴収税額決定通知書(勤務先から配布)  
又は市町村役場が発行する課税証明書(有料)

自営業などの方

- ・市町村民税・県民税の納税通知書(市町村から送付)  
又は市町村役場が発行する課税証明書(有料)